

電気需給契約（ダイワハウスでんき）に関する重要事項説明書（個人用低圧）

電気事業法第2条の14の規定にもとづき、電気需給契約の締結に関する重要な事項を以下のとおり記載いたします。本書に記載のない事項については、当社が別に定める「電気需給約款（個人用低圧）」（料金表、別表および約款に付随する附則等を含み、以下総称して「約款」といいます。）および需要家（以下「お客さま」といいます。）の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「所轄の一般送配電事業者」といいます。）の定める託送供給等約款およびその他供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）によるものとします。
※約款は、当社（ダイワハウスでんき）専用ホームページでご確認ください（申込書の二次元コードをご参照ください）。
託送約款等は、当該一般送配電事業者のホームページでご確認ください。

1. 小売電気事業者の名称、登録番号及びお問合せ先（電話番号、電子メールアドレス及び受付時間）

- ・名称：大和ハウス工業株式会社
- ・本店所在地：大阪府大阪市北区梅田3丁目3番5号
- ・代表者：芳井 敬一
- ・登録番号：A0170
- ・電話番号：0120-629-755
- ・メールアドレス：denki@daiwahouse.jp
- ・受付時間：9:00～18:00（日・祝日、年末年始休日、夏季休日を除く）

2. 供給開始の予定年月日

- ・当社は、お客さまとの間で電気需給契約が成立した際には、供給準備その他必要な手続きを経たのち、承り書に記載の使用開始日から電気を供給します。
- ・天候、用地事情等やむをえない事由によって、あらかじめ定めた使用開始日に電気を供給できないことが明らかになった場合には、当社はお客さまに対しすみやかにその旨を通知し、あらかじめお客さまと協議のうえ、新たに使用開始日を定めて電気を供給するものとします。
- ・お客さまの責となる事由により使用開始日を延期する場合、お客さまは、延期前の使用開始日から延期後の使用開始日までの間、承り書に記載の料金プランの種別に応じ、基本料金、最低料金又は最低月額料金のいずれかの50%相当額を、当社に支払うものとします。

3. 料金の算定方法、検針日、算定期間

- ・料金は、契約種別に応じて、基本料金もしくは最低料金（燃料費調整額を含みます。）のいずれか、および電力量料金（燃料費調整額を含みます。）ならびに再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。料金単価については別紙「小売電力販売メニュー表」をご参照ください。
- ・基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は最低月額料金といたします。
- ・検針日は、託送約款等に従い、所轄の一般送配電事業者が実際に検針を行った日又は検針を行ったものとされる日とします。
- ・料金の算定期間は、原則として、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（記録型計量器により計量する場合は、前月の電力量が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます。）から当月の計量日の前日までの期間）を「1月」として算定いたします。
- ・ただし、電気の供給を開始、再開、休止、停止もしくは電気需給契約が終了した場合、又は電気需給契約の変更があった場合等については、日割計算をいたします。

4. 電気計器その他の用品及び配線工事その他の工事に関する費用の負担に関する事項

- ・料金の算定に必要な計量器その付属装置、区分装置及び電流制限器等は、原則として所轄の一般送配電事業者の所有とし、所轄の一般送配電事業者の負担で取り付けます。
- ・お客さまが新たに電気を使用し、又は契約電力、契約電流、契約容量を増加するにあたり、新たに配電設備もしくは特別供給設備を施設する場合、又はお客さまの希望によって供給設備を変更する場合等において、当社が託送約款等にもとづいて所轄の一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合には、お客さまは当社に対しその負担金相当額を支払うものとします。

5. 契約電力、契約電流

- ・申込時に申出の契約電力、契約容量、契約電流とします。必要がある場合、当社とお客さまとの協議によって決定されます。他の小売電気事業者との需給契約を当社との需給契約に切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約電流、契約容量又は契約電力の値を引き継ぐものといたします。

6. 供給電圧及び周波数

- ・供給電圧：標準電圧100ボルトもしくは200ボルト又は標準電圧100ボルトおよび200ボルトとします。
- ・周波数：需要場所に応じ、標準周波数50ヘルツ又は60ヘルツとします。

7. 使用電力量の計測方法および料金算定の方法

- ・使用電力量の計量は、原則として計量器（記録型計量器を含むものとし、以下「計量器」といいます。）によるものとし、検針時における計量器の値（電気需給契約が終了した場合は、原則として終了時における計量器の値とします。）と前回検針時の値（電気の供給を開始した場合は、原則として開始時における計量器の値とします。）との差引により算定された使用電力量を、料金の算定期間の使用電力量とします。

8. 料金その他の支払方法

- ・料金の支払義務は原則として検針日に発生するものといたします。
- ・当社は、お客さまの使用電力量や請求予定額などのお知らせを、原則として当社ホームページ上の会員制WEBサイト

の「マイページ」に掲載いたします。お客さまには、「供給開始のお知らせ」の受領後すみやかに「マイページ」への会員登録を行っていただきます。

- お客様が電力受給契約を締結している場合、当社は、電力受給契約に基づく買取料金と電気需給契約に基づく料金を、お客様の料金の支払義務が発生する日をもって対当額で相殺するものとし、当該相殺後の残額を請求するものとし、お客さまは当社に対し、支払義務発生日の翌末日までに料金を支払うものとし、なお、支払期日又は支払期限の最終日が日曜日又は銀行法第15条1項に規定する政令で定める日（以下「休日」といいます。）に該当する場合には、当社は支払期日を翌日に延伸いたします。また、延伸した日が日曜日又は休日に該当する場合は、さらに1日延伸いたします。
- お客さまは当社に対し、料金については毎月、その他についてはそのつど、お客さまが指定するクレジット会社と当社指定のクレジットカード決済会社（以下「決済会社」といいます。）との契約にもとづき、決済会社に毎月継続して料金を立替えさせる等の方法により当社が指定した金融機関等に払い込まれるものとし、
- 決済会社により当社が指定した金融機関に払い込まれなかった場合等特別の事情がある場合、お客さまは、当社が指定した様式により、当社が指定した金融機関又はコンビニエンスストア等を通じて料金を支払うものとし、なお、この場合、原則として、請求書の発行に係る手数料等これに伴い要する費用に相当する金額を合わせて支払って頂きます。
- 決済会社により当社が指定した金融機関に払い込まれなかった場合等、お客さまが支払期日までに料金その他の支払いをしなかった場合、お客さまは当社に対し、支払期日の翌日から実際に料金を支払った日までの期間の日数に応じて年10%の延滞利息を支払うものとし、

9. 契約期間

- 契約期間は、電気需給契約が成立した日（同契約申込に対する承諾書が返送されるときは当該承諾書の発行日付）から、使用開始の日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。

10. 契約更新に関する事項

- 契約期間満了日の2ヶ月前までにお客さま又は当社から書面により別段の意思表示がない場合は、電気需給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとし、
- 契約期間満了日の2ヶ月前までに、お客さま又は当社から書面により電気需給契約の継続、延長、更新をしない旨の意思表示があった場合は、電気需給契約は、期間満了により終了するものとし、

11. お客さまからの申出による契約変更・解除

- お客さまが電気需給契約の変更を希望される場合、新たに電気需給契約を希望される場合に準じて、当社に契約変更に係る所定の書面をご提出いただきます。ただし、電気需給契約を変更する場合の契約期間は、期間満了日までといたします。
- お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合、又は契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電気需給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合において、当社が託送約款等にもとづき所轄の一般送配電事業者から料金等の精算を求められる場合は、その精算金、工事費等をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。
- お客さまが、引越し等の理由により当社との電気需給契約を解約しようとする場合は、30日前までにその解約を希望する日（以下「解約希望日」といいます。）を定めて、当社所定の方法で当社に申し出ていただきます。
- お客さまが、新たに他の小売電気事業者へ電気の供給を切替える場合は、お客さまは当社との電気需給契約を解約するため30日前までに当社所定の方法でその解約希望日を当社に申し出ていただきます。
- お客さまが需要場所において電気を使用すること以外の用途に電気を使用した場合等不正に電気を使用された場合として、当社が所轄の一般送配電事業者からお客さまが免れた金額の3倍に相当する金額として請求を受けた場合、当社は、お客さまから当該金額に相当する金額を申し受けます。
- お客さまが当社との間で電力受給契約を締結している場合において、お客さまが電気需給契約を解約した場合その他理由の如何を問わず電気需給契約が終了した場合は、電気需給契約の終了日をもって電力受給契約も終了するものとし、

12. 当社からの申出による契約変更

- 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項又は電気需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定又は改廃により約款の変更が必要な場合、消費税等の税率変更の場合、その他当社が必要と判断した場合には、約款を変更することがあります。この場合、当社は事前に変更後の約款を当社 Web サイト上に掲載する方法又はその他の当社が適当と判断する方法（更新前に書面を交付することなく、更新後の契約期間を当社 Web サイト上またはその他の当社が適当と判断する方法（但し、電力の小売営業に関する指針に従った方法に限る。以下「当社が適当と判断する方法」といいます。）により、お客さまに変更内容およびその効力発生時期を通知するものとし、契約期間満了前であっても供給条件は変更後の約款によるものとし、
- 約款その他当社とお客さまとの間の電気需給契約に関する供給条件の変更に伴い、当社が、変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付を行う場合、以下の方法により行うことについてあらかじめ承諾していただきます。
 - イ 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合、当社が適当と判断する方法により行い、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。
 - ロ 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断する方法により行い、当社の名称および住所、契約変更年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。
 - ハ 上記にかかわらず、電気需給契約に関する供給条件の変更が、法令の制定又は改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約変更前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約変更後の書面交付をしないこととします。
- 当社は、他の小売電気事業者又は所轄のみなし小売電気事業者の電気料金改定、託送供給等約款の改定又は電力調達費

用等の変動その他の理由により料金単価を変更する必要がある場合、次の各号に従い、料金単価を改定することができます。

- イ 当社は、事前に変更後の料金単価およびその適用開始日（以下「適用開始日」といいます。）を当社が適当と判断する方法によりお客さまに通知します。
- ロ お客さまは、イにより当社が料金単価を値上げした場合において、変更後の料金単価を承諾しない場合、適用開始日の30日前までに当社に解約を申入れることにより、電気需給契約を解約できるものといたします。
- ハ ロに定める期限までにお客さまからの通知がない場合は、お客さまは変更後の料金単価を承諾したものとみなし、変更後の料金単価の適用開始日より変更後の料金単価を適用します。

13. 当社からの申出による契約解除

- ・お客さまが支払期日を経過してなおお金を支払われない場合、その他約款上の解除事由が生じた場合には、当社は、事前にお客さまに通知をしたうえで電気需給契約を解約することがあります。
- ・契約期間満了前に当社が約款にもとづきお客さまとの電気需給契約を解除した場合には、お客さまは当社に対し、違約金として、解除日から契約期間満了日までの期間の基本料金、最低料金又は最低月額料金のいずれかの1.5倍に相当する金額を支払うものとします。

14. お客さまの保安等に関するご協力

以下に記載の事項のほか、所轄の一般送配電事業者が定める託送供給等約款を当社が遵守するために必要な事項について、お客さまが遵守することを事前にご承諾いただきます。

- イ 電気設備に関する技術基準、法令等の遵守
お客さまは電気設備を使用するにあたり、電気設備に関する技術基準、その他の法令等を遵守するものとします。
- ロ 供給準備その他必要な手続のための協力
お客さまは電気の利用場所において、所轄の一般送配電事業者が施設又は所有する設備の工事維持のために必要な用地の確保等について協力するものとします。
- ハ 所轄の一般送配電事業者からの連絡
工事等に関して所轄の一般送配電事業者からお客さまへ直接連絡する場合があります。
- ニ 所轄の一般送配電事業者による立ち入りへの協力
所轄の一般送配電事業者又はその関係者は使用電力量の確認や所轄の一般送配電事業者の設備等の設計、施工、改修又は検査等の業務を実施するために、お客さまの土地又は建物に立ち入ることがあります。この場合には、正当な理由がない限り、所轄の一般送配電事業者又はその関係者が立入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。
- ホ 保護装置の設置等の対策
お客さまが他のお客様の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、又は所轄の一般送配電事業者等の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合には、お客さまの負担で、必要な調整装置又は保護装置を施設していただく等の対策を講じなければならないことがあります。また、特に必要がある場合には、お客さまの負担で、所轄の一般送配電事業者が供給設備を変更し、又は専用供給設備を施設します。
- ヘ 保安等に対する協力
お客さまが所轄の一般送配電事業者の設備に故障や異状等を確認した場合は、すみやかにその旨を所轄の一般送配電事業者に通知するものとします。また、お客さまが所轄の一般送配電事業者の設備に直接影響を及ぼすような物件の設置、変更又は修繕工事をされた後、その物件が所轄の一般送配電事業者の設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、その内容を所轄の一般送配電事業者に通知するものとします。この場合において、保安上特に必要があるときには、お客さまは所轄の一般送配電事業者の求めに応じて内容の変更をしなければならないことがあります。
- ト 調査に対する協力
所轄の一般送配電事業者は、法令で定めるところにより、お客さまの電気設備が技術基準に適合しているかどうか調査することがあります。調査を行うにあたり、必要があるときは、お客さまは所轄の一般送配電事業者に対し、電気設備の配線図を提示するものとします。
- チ 所轄の一般送配電事業者による供給停止、使用制限又は中止
保安上の危険のため緊急を要する場合やお客さまが故意に所轄の一般送配電事業者の設備を損傷又は亡失し、所轄の一般送配電事業者に重大な損害を与えた場合等においては、所轄の一般送配電事業者によって電気の供給を停止、使用制限又は中止される場合があります。電気の供給を停止、使用制限又は中止されたことに伴ってお客さまが受けた損害について、所轄の一般送配電事業者および当社は賠償の責めを負いません。
- リ 送電開始・停止時の注意事項
当社がお客さまに対し送電を開始・停止する際に、設備機器等の意図しない動作や、それに伴う損害等が生じる可能性があります。
- ヌ 損害賠償の免責
当社又は所轄の一般送配電事業者が故意又は過失がある場合を除き、当社又は所轄の一般送配電事業者はお客さまが漏電、その他の事故により受けた損害について賠償の責めを負いません。

15. 媒介等の有無、媒介業者等の名称

なし

16. 特記事項

- ・電気需給契約をご締結いただく場合、手続上、電気需給契約に基づく電力の供給開始が必要場所（建物）の引渡日（当社とお客さまとの間の工事請負契約又は土地建物売買契約に基づく建物の引渡日をいい、以下単に「引渡日」といいます。）より後になるため、お客さまには、引渡日以降供給開始日までの期間（以下「電力切替前期間」といいます。）中の電力の供給等について、予め下記の事項をご承諾いただきます。お客さまは、下記の事項が本契約の条件であることを理解・承諾したうえで、「ダイワハウスでんき」に申込みのものとします。

- ①電力切替前期間中、当社は、エネサーブ株式会社（当社の 100%子会社）との電気需給契約にもとづいて同社から需要場所（建物）に係る電力の供給を受け、当該電力をお客様に提供します。
 - ②電力切替前期間中にお客様が使用した電力については、お客様に所定の料金（以下「使用料金」といいます。）をご負担いただきます。
 - ③当社からお客様に対し、初回の電力料金とあわせて使用料金を請求し、お客様には初回の電力料金支払時に使用料金もあわせてお支払いいただきます。
 - ④使用料金を計算する際に用いる料金単価については、別紙 2「電力切替前期間 使用料金表」をご確認ください。
- ・本契約（承り書の返送前においては申込）は、当社とお客様との間で締結済みの新築住宅に係る契約（工事請負契約又は土地建物売買契約）が解除等理由の如何を問わず終了した場合、同時に自動的に失効するものとします。
 - ・本契約にもとづく料金のお支払い方法は、クレジットカード払いのみとします。お客様は、申込後、当社の指定する期日までに「ダイワハウスでんき クレジットカード払い申込書」を当社指定の宛先に郵送するものとします。当該書面が当該期日までに到達しなかった場合、本申込は自動的に失効します。この場合、当社にて、みなし小売電気事業者（大手電力会社）から電力供給がなされるよう手続を実施させていただくものとし、お客様にはこれに協力していただきます。
 - ・当社がお客さまに対し、当社が適当と判断する方法により、電気事業法に定める供給条件の説明ならびに本契約締結前および締結後の書面の交付等を行うことについて、あらかじめお客様に承諾していただきます。

17. クーリング・オフ

別紙 3「特定商取引法に関する表記」をご確認ください。

以 上

別紙1 小売電力販売メニュー表（※価格は見直される可能性があります。販売メニュー表（価格表）は当社のHPで閲覧することができます。）

北海道電力管内	従量電灯	B	基本料金	30A	1契約	879.81円	関西電力管内	従量電灯	A	最低料金	最初の15kWhまで	1契約	330.79円			
				40A	1契約	1,173.08円				電力量料金	第1段階	16~120kWh	1kWh	19.71円		
				50A	1契約	1,466.35円					第2段階	121~300kWh	1kWh	25.03円		
				60A	1契約	1,759.62円					第3段階	301kWh~	1kWh	28.41円		
		電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh	23.26円			基本料金	1kVAあたり	1kVA	384.12円				
			第2段階	121~280kWh	1kWh	29.36円				電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh	17.38円		
	第3段階	281kWh~	1kWh	32.97円	第2段階	121~300kWh		1kWh			20.57円					
	最低月額料金							1契約	250.80円	第3段階	301kWh~	1kWh	23.48円			
	C	基本料金	1kVAあたり		1kVA	293.27円		中国電力管内	従量電灯	A	最低料金	最初の15kWhまで	1契約	227.37円		
			電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh					23.26円	電力量料金	第1段階	16~120kWh	1kWh	20.16円
				第2段階	121~280kWh	1kWh					29.36円		第2段階	121~300kWh	1kWh	26.64円
	第3段階	281kWh~		1kWh	32.97円	第3段階				301kWh~	1kWh		28.69円			
B	基本料金	30A	1契約	960.30円	四国電力管内	従量電灯	B			基本料金	1kVAあたり		1kVA	394.79円		
		40A	1契約	1,280.40円							電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh	17.55円	
		50A	1契約	1,600.50円					第2段階			121~300kWh	1kWh	23.45円		
60A		1契約	1,920.60円	第3段階					301kWh~			1kWh	25.27円			
電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh	18.02円			A		最低料金	最初の11kWhまで	1契約	399.06円				
	第2段階	121~300kWh	1kWh	24.57円					電力量料金	第1段階	12~120kWh	1kWh	19.76円			
第3段階	301kWh~	1kWh	28.40円	第2段階		121~300kWh				1kWh	26.18円					
最低月額料金						1契約	261.80円			第3段階	301kWh~	1kWh	29.59円			
C	基本料金	1kVAあたり		1kVA		320.10円	B	基本料金	1kVAあたり		1kVA	362.78円				
		電力量料金	第1段階	120kWh		1kWh			18.02円	電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh	16.46円		
			第2段階	121~300kWh		1kWh			24.57円		第2段階	121~300kWh	1kWh	21.83円		
第3段階	301kWh~		1kWh	28.40円		第3段階		301kWh~	1kWh		24.66円					
東京電力管内	従量電灯	B	基本料金	30A	1契約	832.26円		九州電力管内	従量電灯	B	基本料金	30A	1契約	831.27円		
				40A	1契約	1,109.68円						電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh	16.94円
				50A	1契約	1,387.10円	第2段階						121~300kWh	1kWh	22.37円	
				60A	1契約	1,664.52円	第3段階						301kWh~	1kWh	25.27円	
		電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh	19.28円	最低月額料金			1契約		314.79円				
			第2段階	121~300kWh	1kWh	25.69円				C	基本料金	1kVAあたり		1kVA	277.09円	
	第3段階	301kWh~	1kWh	29.66円	電力量料金	第1段階			120kWh			1kWh	16.94円			
	最低月額料金						1契約		235.84円			第2段階	121~300kWh	1kWh	22.37円	
	C	基本料金	1kVAあたり			1kVA	277.42円		第3段階	301kWh~	1kWh	25.27円				
			電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh	19.28円		A	電力量料金	第1段階	120kWh	1kWh	16.94円		
				第2段階	121~300kWh	1kWh	25.69円				第2段階	121~300kWh	1kWh	22.37円		
	第3段階	301kWh~		1kWh	29.66円	第3段階	301kWh~				1kWh	25.27円				

中部電力	従量電灯	B	基本料金		30A	1 契約	705.00 円	東京電力管内	電池 × 3 対応	B	基本料金		30A	1 契約	663.00 円	
					40A	1 契約	991.00 円						40A	1 契約	884.00 円	
					50A	1 契約	1,277.00 円						50A	1 契約	1,105.00 円	
					60A	1 契約	1,563.00 円						60A	1 契約	1,326.00 円	
			電力量料金		第 1 段階	120kWh	1kWh				20.43 円	第 1 段階	120kWh	1kWh	19.28 円	
					第 2 段階	121~300kWh	1kWh				24.77 円	第 2 段階	121~300kWh	1kWh	25.69 円	
		第 3 段階			301kWh~	1kWh	27.64 円			第 3 段階	301kWh~	1kWh	29.66 円			
		最低月額料金				1 契約	258.24 円			最低月額料金		1 契約	235.84 円			
		C	基本料金		1kVA あたり		1kVA			277.42 円	基本料金		1kVA あたり		1kVA	221.00 円
			電力量料金		第 1 段階	120kWh	1kWh			20.43 円	第 1 段階	120kWh	1kWh	19.28 円		
					第 2 段階	121~300kWh	1kWh			24.77 円	第 2 段階	121~300kWh	1kWh	25.69 円		
					第 3 段階	301kWh~	1kWh			27.64 円	第 3 段階	301kWh~	1kWh	29.66 円		
九州電力管内	従量電灯		B	基本料金		30A	1 契約	704.22 円	中部電力管内	電池 × 3 対応	B	基本料金		30A	1 契約	655.00 円
		40A				1 契約	938.96 円	40A						1 契約	941.00 円	
		50A				1 契約	1,173.70 円	50A						1 契約	1,227.00 円	
		60A				1 契約	1,408.44 円	60A						1 契約	1,513.00 円	
		電力量料金		第 1 段階	120kWh	1kWh	17.30 円	第 1 段階				120kWh	1kWh	20.43 円		
				第 2 段階	121~300kWh	1kWh	21.08 円	第 2 段階				121~300kWh	1kWh	24.77 円		
				第 3 段階	301kWh~	1kWh	22.75 円	第 3 段階			301kWh~	1kWh	27.64 円			
		最低月額料金				1 契約	181.30 円	最低月額料金			1 契約	258.50 円				
		C	基本料金		1kVA あたり		1kVA	234.74 円			基本料金		1kVA あたり		1kVA	252.17 円
			電力量料金		第 1 段階	120kWh	1kWh	17.30 円			第 1 段階	120kWh	1kWh	20.43 円		
					第 2 段階	121~300kWh	1kWh	21.08 円			第 2 段階	121~300kWh	1kWh	24.77 円		
					第 3 段階	301kWh~	1kWh	22.75 円			第 3 段階	301kWh~	1kWh	27.64 円		

※税込単価(10%)

※北海道電力管内・東北電力管内・東京電力管内・中部電力管内・北陸電力管内の契約種別が従量電灯 A および従量電灯 B メニュー10、15、20A のオーナーさまは切替対象外です。 ※賃貸物件につきましては、ダイワハウスでんきの申し込はできませんのでお引渡しから大手電力会社の供給となります。

※オール電化住宅の場合、大手電力会社より割高になる可能性があります。

※3 電池対応従量メニューの適用要件は、太陽光発電、蓄電池 5.4kW 以上、エネファームの全てを搭載した住宅です。

※価格は見直される可能性があります。販売メニュー表（価格表）は当社のHPで閲覧することができます。

別紙2 電力切替前期間 使用料金表（※価格は見直される可能性があります。使用料金表は当社のHPで閲覧することができます。）

<電力切替前期間における使用料金の料金単価表>※「ダイワハウスでんき」の料金単価ではありません。

北海道電力管内

従量電灯B	北海道電力	エネサーブ	従量電灯C	北海道電力	エネサーブ
基本料金（10Aごと）	341.00	323.95	基本料金（1kVAごと）	341.00	323.95
従量料金（～120）	23.97	22.77	従量料金（～120）	23.97	22.77
従量料金（120～280）	30.26	28.74	従量料金（120～280）	30.26	28.74
従量料金（280～）	33.98	32.28	従量料金（280～）	33.98	32.28

東北電力管内

従量電灯B	東北電力	エネサーブ	従量電灯C	東北電力	エネサーブ
基本料金（10Aごと）	330.00	313.50	基本料金（1kVAごと）	330.00	313.50
従量料金（～120）	18.58	17.65	従量料金（～120）	18.58	17.65
従量料金（120～300）	25.33	24.06	従量料金（120～300）	25.33	24.06
従量料金（300～）	29.28	27.81	従量料金（300～）	29.28	27.81

東京電力管内

従量電灯B	東京電力	エネサーブ	従量電灯C	東京電力	エネサーブ
基本料金（10Aごと）	286.00	271.70	基本料金（1kVAごと）	286.00	271.70
従量料金（～120）	19.88	18.88	従量料金（～120）	19.88	18.88
従量料金（120～300）	26.48	25.15	従量料金（120～300）	26.48	25.15
従量料金（300～）	30.57	29.04	従量料金（300～）	30.57	29.04

中部電力管内

従量電灯B	中部電力	エネサーブ	従量電灯C	中部電力	エネサーブ
基本料金（10Aごと）	286.00	271.70	基本料金（1kVAごと）	286.00	271.70
従量料金（～120）	21.04	19.98	従量料金（～120）	21.04	19.98
従量料金（120～300）	25.51	24.23	従量料金（120～300）	25.51	24.23
従量料金（300～）	28.46	27.03	従量料金（300～）	28.46	27.03

北陸電力管内

従量電灯B	北陸電力	エネサーブ	従量電灯C	北陸電力	エネサーブ
基本料金（10Aごと）	242.00	229.90	基本料金（1kVAごと）	242.00	229.90
従量料金（～120）	17.84	16.94	従量料金（～120）	17.84	16.94
従量料金（120～300）	21.73	20.64	従量料金（120～300）	21.73	20.64
従量料金（300～）	23.44	22.26	従量料金（300～）	23.44	22.26

関西電力管内

従量電灯A	関西電力	エネサーブ	従量電灯B	関西電力	エネサーブ
最低料金	341.01	323.95	基本料金（1kVAごと）	396.00	376.20
従量料金（16～120）	20.31	19.29	従量料金（～120）	17.91	17.01
従量料金（121～300）	25.71	24.42	従量料金（121～300）	21.12	20.06
従量料金（301～）	28.70	27.26	従量料金（301～）	23.63	22.44

中国電力管内

従量電灯A	中国電力	エネサーブ	従量電灯B	中国電力	エネサーブ
最低料金	336.87	320.02	基本料金（1kVAごと）	407.00	386.65
従量料金（16～120）	20.76	19.72	従量料金（～120）	18.07	17.16
従量料金（121～300）	27.44	26.06	従量料金（121～300）	24.16	22.95
従量料金（301～）	29.56	28.08	従量料金（301～）	26.03	24.72

四国電力管内

従量電灯A	四国電力	エネサーブ	従量電灯B	四国電力	エネサーブ
最低料金	411.40	390.83	基本料金（1kVAごと）	374.00	355.30
従量料金（12～120）	20.37	19.35	従量料金（～120）	16.97	16.12
従量料金（121～300）	26.99	25.64	従量料金（121～300）	22.50	21.37
従量料金（301～）	30.50	28.97	従量料金（301～）	25.42	24.14

九州電力管内

従量電灯B	九州電力	エネサーブ	従量電灯C	九州電力	エネサーブ
基本料金（10Aごと）	297.00	282.15	基本料金（1kVAごと）	297.00	282.15
従量料金（0～120）	17.46	16.58	従量料金（～120）	17.46	16.58
従量料金（121～300）	23.06	21.90	従量料金（121～300）	23.06	21.90
従量料金（301～）	26.06	24.75	従量料金（301～）	26.06	24.75

特定商取引法に関する表記【承り書別紙】

クーリング・オフのお知らせ（特定商取引法の訪問販売又は電話勧誘販売にあたる場合のみ適用となります）

お客様にご締結いただいた電気需給契約について、同法第 5 条の規定に基づき、本書面を交付のうえご説明いたします。なお、本書面の内容は重要ですので、十分にご理解いただきますようお願いいたします。

- ①お客様は、本書面および当社所定の承り書を当社から受領した日を含めて 8 日を経過するまでは、書面により無条件で電気需給契約の解除（以下「クーリング・オフ」といいます。）ができます。その効力は、かかる書面の発信の日（郵便消印日付など）に発生します。
- ②お客様が、当社又は媒介業者（以下併せて「当社等」といいます。）が電気需給契約の解除に関する事項につき不実のことを告げる行為をしたことにより誤認をし、又は当社等が威迫したことにより困惑し、これらによってお客様がクーリング・オフを行わなかった場合には、クーリング・オフができる旨の書面を当社等がお客様に再交付し、かつ、お客様が受領した日を含めて 8 日を経過するまでは、お客様は、書面によりクーリング・オフを行うことができます。
- ③お客様がクーリング・オフをされた場合に、当社がお客様に対して契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを請求することは一切ございません。
- ④お客様がクーリング・オフをされた場合において、既に電気需給契約にもとづき電気が提供されたときにおいても、当社は、当該電気に係る対価その他の金銭の支払いを請求いたしません。
- ⑤お客様がクーリング・オフをされた場合において、既に当社が電気需給契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかにその全額を返還いたします。
- ⑥お客様がクーリング・オフをされた場合において、電気需給契約に係る電気の提供に伴い、お客様の土地又は建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

※お客様がクーリング・オフをされた場合には、お客様は無契約状態となり、電気の供給が停止されるおそれがあります。供給継続のためには、他の事業者と契約を締結していただくか、最終保障供給（経過措置期間中は特定小売供給）を申し込んでいただく必要があります。

※無契約状態で電気の使用を開始されたお客様は、電気の使用を開始した日から契約締結までの期間について、需給契約の効力を遡らせるか、最終保障供給（経過措置期間中は特定小売供給）を受けたこととするかを選択していただく必要があります。

以上